

② 市場流通の促進

安全・安心で良質な中古住宅の流通を促進するため、建築士等が建物の劣化状況や改修の必要性等を診断する建物状況調査（インスペクション）の普及を図ります。

【宅地建物取引業法の改正：既存建物取引時の情報提供の充実】

既存住宅の取引時において、専門家による建物状況調査（インスペクション）の活用を促すことにより、消費者が安心して既存住宅の取引を行える市場環境の整備を図るため、宅地建物取引業法が改正、平成 28 年 6 月に公布されました。

改正された法律では、既存の建物の取引における情報提供の充実として、宅地建物取引業者に対し、平成 30 年 4 月から次の事項を義務付けることとされました。

- ・媒介契約の締結時に建物状況調査（インスペクション）を実施する者のあつせんに関する事項を記載した書面の依頼者への交付
- ・買主等に対して建物状況調査の結果の概要等を重要事項として説明
- ・売買等の契約の成立時に建物の状況について当事者の双方が確認した事項を記載した書面の交付

（４）施策４ 空家等の除却・建替え・跡地活用

○ 除却・建替え促進方策の検討【検討：重点取組】

現在利活用されていない空家等の除却・建替えを支援することにより流通・利活用を促進し、若年世帯の転入に繋がるような新たな施策を検討します。

【他市の支援策（例）】

中古住宅（古家付き土地）を購入し、解体工事を行ったのちに新築住宅を建築して居住する子育て世帯に最高 120 万円を補助。

○ 除却した空家等の跡地の活用の促進【検討】

除却した空家等の跡地については、所有者に適切な管理や市場への流通を促すほか、地域の要望などを踏まえ、地域団体などが管理・活用する防災広場やポケットパークなど、地域コミュニティの場としての活用などの可能性について検討します。

(5) 施策5 空家等の発生の抑制

○ 税務部局と連携した取り組みの推進【拡充：重点取組】

① 固定資産税の納付通知書送付に合わせた意識啓発

全ての建物所有者の意識の底上げを図るため、空家等対策のために作成した啓発用チラシ等を固定資産税の納付通知書送付時に同封するなど、意識啓発を推進します。

② 所有者変更申請に合わせた意識啓発

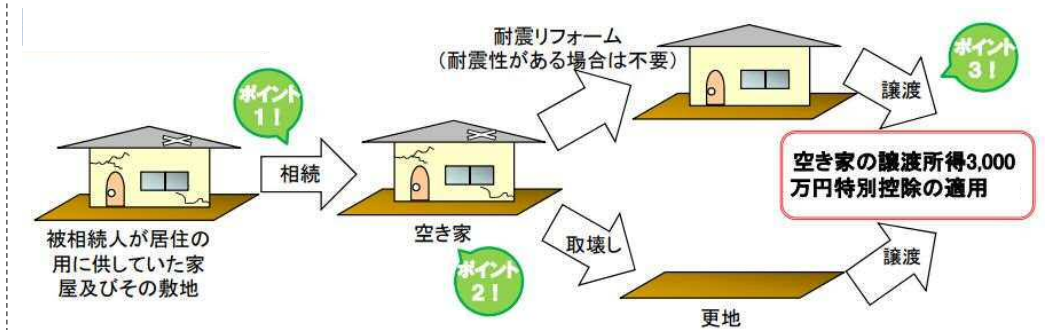
所有者の変更申請を行うのは、空家等になるタイミングであることが十分想定されます。そのため、変更申請に合わせて、空家等対策のために作成した啓発用チラシ等を配布するなど、意識啓発を推進します。

③ 譲渡所得の特別控除の活用推進

平成28年度税制改正において、新たに創設された空き家の発生を抑制するための特例措置（譲渡所得の3,000万円控除）の活用を推進します。

【特例措置の内容】

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたもの）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除します。



○ 福祉部局と連携した取り組みの推進【検討】

福祉部局と連携し、地域包括ケアの取り組みの中で、高齢者や成年後見人の申請に係る相談者へ空家等対策に関する啓発チラシを配布するなど、空家等発生の抑制に繋がる取り組みを検討します。

(6) 施策6 空家等の適正な管理の促進

○ 継続的な空家等の実態把握【実施中】

空家等対策を実施する上で、空家等の所在地、現況、所有者等の氏名、特定空家等の該当の有無、助言・指導・勧告・命令等の措置の内容及びその履歴など、空家等に係る情報を継続的に把握して、データベース化し、適切に管理・運用し、必要に応じて更新していきます。

○ 空家等管理の支援体制・制度の検討【検討】

空家等所有者は遠隔地に居住しており、所有する空家等を定期的に訪問出来ない、あるいは身体状況の悪化等の理由により自ら定期的に維持管理することが難しいことがあるため、空家等管理事業者の紹介制度創設やふるさと納税等を活用した空家等管理・除草などの制度創設を関係団体等と連携して検討します。

【他市の支援策（例）】

○ ふるさと納税を活用した空き家・空き地の草刈り制度

ふるさと納税の返礼として、空き家・空き地の草刈りを「シルバー人材センター」に発注している場合に、作業代金から一定額を値引き。

(7) 施策7 まちづくりによる取り組み

○ 密集市街地解消に向けた施策との連携【実施中・検討】

密集市街地においては、空家等が多く存在し、空家問題が顕著に表れていることから、施策の連携を図り重点的に空家等対策を行っていきます。

① 狭あい道路の拡幅整備【実施中】

防災街区整備地区計画区域内において、建物を建替える際、幅員4m未満の地区施設等の道路については、後退部分を市が整備することで、地震時等における防災性の向上を図るとともに、建替えを促進します。

② 密集市街地の早期解消に向けた建替促進策等の検討【検討】

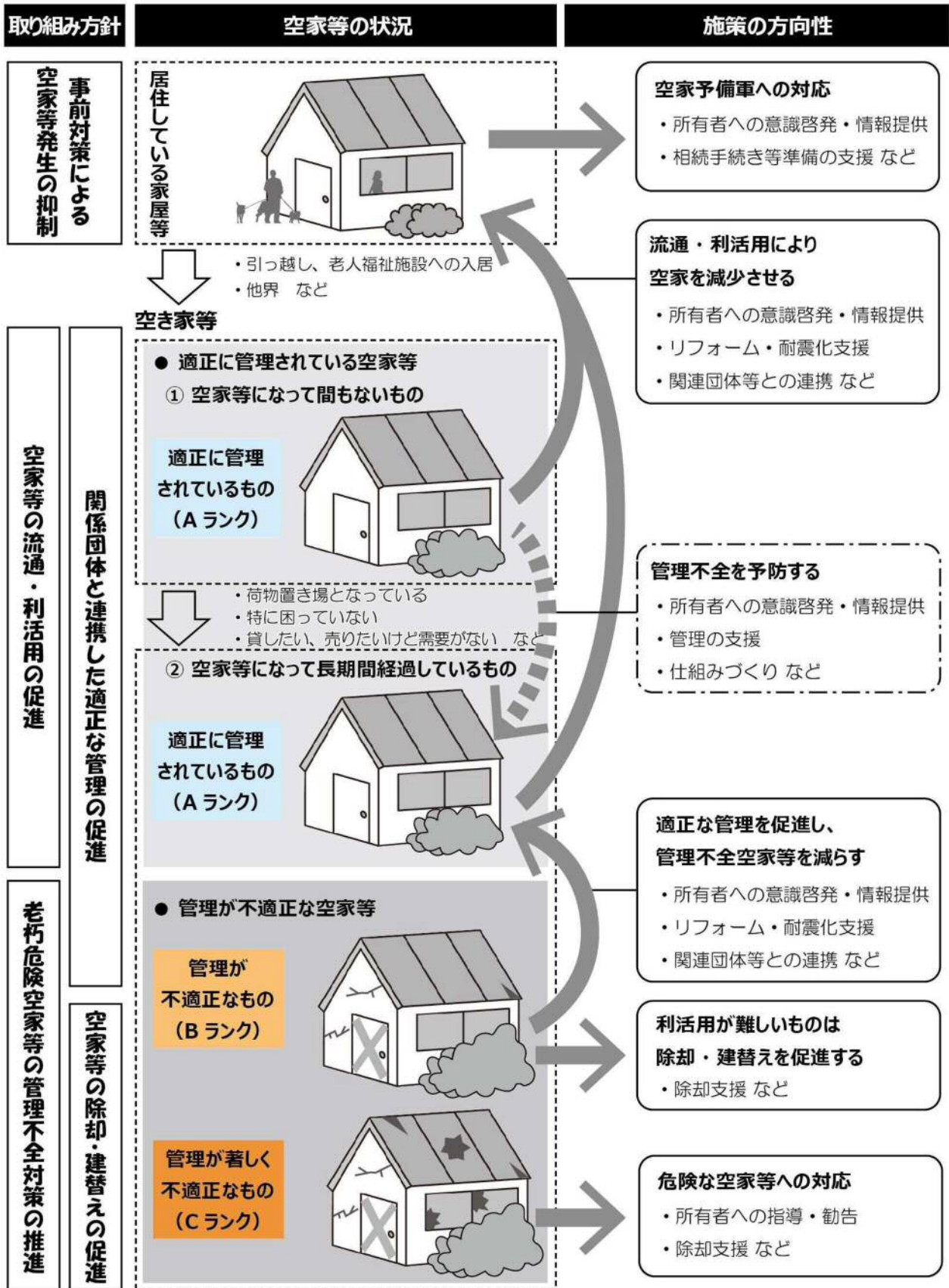
密集市街地の早期解消に向け、防災街区整備地区計画を中心とした従来の施策以外に隣地取得の際の支援策や建替え等の際に道路後退用地の取得を行うことなど、空家等を含めた老朽木造住宅の建替え更新の促進を図ることを検討します。

○ 非接道空家等の解消手法の検討【検討】

市内には、建築基準法上の道路に接していなかったり、権利が細分化され複雑になっていたたりする長屋建の空家等が多く存在します。これらの空家等は建替えができず、老朽化して町の活力低下の一因となっています。

そのため、隣地所有者や事業者が取得して敷地統合し、接道条件を確保して建替えたり、土地活用したりするなど、空家等と狭あい道路の解消を合わせて進めやすくする手法や支援策について、検討を進めます。

■ 一戸建住宅における空家等対策の取り組みイメージ



第4章 計画の推進

1. 推進体制

(1) 市の相談体制

老朽危険空家等についての周辺住民や空家所有者等からの多岐にわたる相談に適切に対応するためには、関係する部署と連携を図って対応する必要があります。

市民等からの相談は、建築安全担当が主管部局として総合窓口となり、相談の内容に応じて所管する部署と連携しながら問題の解決を図っていきます。

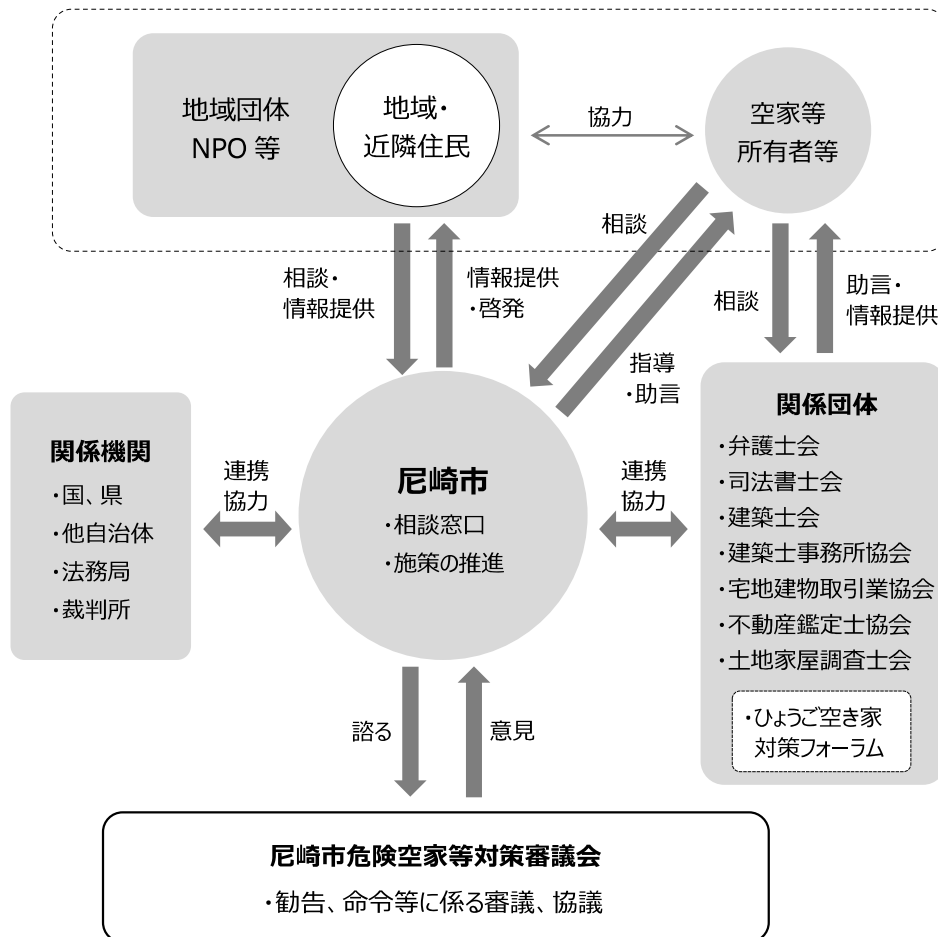
■ 老朽危険空家等への相談フロー



(2) 地域・関係団体・関係機関との連携

空家等への対策は、本計画に基づき、地域住民、関係団体、国や県などの関係機関等と連携しながら総合的に推進していきます。

■ 地域・関係団体・関係機関等との連携体制のイメージ



(3) 国や県の支援・助成制度等の活用

国は市町村が行う空家等対策に対して必要な財政上の措置などを講ずることとされています。国の全国空き家対策推進協議会や県のひょうご住まいづくり協議会に参加し、空家問題に係る情報共有と課題への対応策の検討などを行います。また、国や県の動向を見ながら、必要に応じて市の施策を見直すなど柔軟に対応するとともに、合理的かつ実効性のある支援・助成制度について、検討します。

2. 計画の進行管理

(1) 効果の検証

計画の実効性に関する評価指標及び目標値を以下のように設定し、計画期間中の毎年度、進捗状況等を評価し、市の施策評価に反映します。

■ 評価指標（案）

	評価指標	基準値		目標値 (H33 累計)
1	市民の相談に対する解決率	H27	25 %	80 %
2	Cランクの空家数	H27	339 件	200 件
3	老朽危険空家等の除却件数	H28	17 件	110 件
4	空家講座の参加人数	H29	0 人	1,000 人

(2) 計画の評価と見直し

空家法は、施行から5年を経過した、平成32年（2020年）を目途に見直しの検討が行われる見込みです。本市においては、今後実施される国の統計調査等の結果や市で実施する空家等に関連する調査などの結果を踏まえ、計画の評価を行い、計画期間が満了する平成33年度を目途に、計画の見直しを行います。

資料

1. 関係法令

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法

平成二十六年法律第二百二十七号

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

- 第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
 - 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない

特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(2) 尼崎市危険空家等対策に関する条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等及び法定外空家等に係る対策について必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護を図り、もって良好な生活環境の保全と安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現（以下「生活環境の保全等」という。）に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法定外空家等 建築物若しくはこれに類するもの又はこれらに付属する工作物（これらの従物である工作物を含み、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。以下「建築物等」という。）であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他土地に定着するものを含む。）のうち法その他の法令の規定によって生活環境の保全等を図るために必要な措置を講ずべきことを命ずることができないものをいう。

(2) 危険空家等 法定外空家等で次のいずれかに掲げる状態にあるものをいう。

ア そのまま放置すれば倒壊し、その他著しく保安上危険となるおそれがある状態

イ 著しく衛生上有害となるおそれがある状態

ウ 不特定の者が容易に内部に侵入し、又は使用することができることにより犯罪行為を誘発するおそれがある状態

エ その他生活環境の保全等を図るために放置することが不相当であると市長が認める状態

(3) 市民等 本市内に居住し、若しくは滞在している者又は本市内に存する建築物等若しくは土地（これに定着するものを含む。）の所有者等をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(法定外空家等の所有者等の責務)

第3条 法定外空家等の所有者等は、周辺的生活環境及び地域社会に悪影響を及ぼさないよう、当該法定外空家等を適正に管理しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、法定外空家等に係る対策に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、市が実施する空家等及び法定外空家等に係る対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、特定空家等又は危険空家等が周辺的生活環境又は地域社会に悪影響を及ぼしているために生じた紛争の当事者となった場合は、自ら当該紛争の解決を図るよう努めなければならない。

(実態調査等)

第6条 市長は、本市内に存する法定外空家等の所在及びその所有者等を把握するための調査その他法定外空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、法定外空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 市長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報で氏名その他の法定外空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(立入調査)

- 第7条 市長は、次条の規定の施行に必要な限度において、その職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、法定外空家等と認められる場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。
- 2 市長は、前項の規定により職員等を法定外空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該法定外空家等の所有者等にその旨を通知するものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
 - 3 職員等は、第1項の規定により法定外空家等と認められる場所に立ち入ろうとするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(危険空家等に対する助言又は指導等)

- 第8条 市長は、危険空家等の所有者等に対し、当該危険空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他生活環境の保全等を図るために必要な措置（第2条第1項第2号ア又はイに掲げる状態にない危険空家等にあつては、建築物等の除却を除く。）を講ずるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該危険空家等の状態が改善されていないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該助言又は指導に係る措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、特に必要があると認めるときは、当該者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(措置命令に係る事前手続等)

- 第9条 市長は、前条第3項の規定による命令（以下「措置命令」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該措置命令を受けべき者（以下「命令予定者」という。）に対し、その命じようとする措置の内容及びその理由並びに当該措置を講ずることに対する意見書（以下「意見書」という。）の提出先及び提出期限を記載した文書（以下「通知書」という。）を交付して、当該命令予定者又はその代理人（以下「命令予定者等」という。）に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。
- 2 前項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 3 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があったときは、当該請求に係る命令予定者等の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行うものとする。